

第 55 回通常総会の結果

去る5月26日に通常総会を開催しました。
出席者は本人26人、委任38人の計64人
でした。

提案した議案はすべて原案のとおり承認、議
決されました。議案の詳細については、各会員
に送付している「総会議案書」をご覧ください。

会費の納付をお願いします

会費の納付依頼書と請求書をお届けします。
6月末をめどに納付をお願いします。

会費は昨年度と同額【一般会員 12,000 円、
法人会員 18,000 円、特別会員 12,000 円】
です。

新会員の紹介

次の方が会員となりました。
末永くよろしくお願いたします。

☆パティスリーフィエルテ

- *代表者：高橋奈々美さん
- *地 区：菅窪
- *業 種：洋菓子製造・販売業

☆hair salon RiN

- *代表者：小野百絵さん
- *地 区：菅窪
- *業 種：美容業

6月1日現在の会員数

法定会員 80 名、定款会員 12 名
特別会員 3 名、合計 95 名

中小企業者等事業継続 緊急支援金の申請は 済みましたか

法人に 15 万円、個人に 7 万 5 千円が
支給されます

申請期限は 6 月 20 日です！
申請書の提出先は商工会です。

これまでに 30 人ほどから申請があり、支援
金を支払っています。

まだ申請していない方は、自分が該当しそ
うかどうかやどんな書類が必要かなど、商工会に
お問い合わせください。

☆支給対象者

県内に本店所在地がある法人等、又は県内
に住所がある個人事業者等の中小企業者

☆支給要件

次の要件を全て満たしていること。

ア 令和4年10月から令和5年3月までの
期間のうち、**いずれか1か月の売上金額が**
過去3年間の中の任意の年の同じ月と比
較して**20%以上減少**していること

イ 売上が減少した月に事業のために支払っ
た**エネルギーの単価が**前年同月の単価と
比較して**増加していること**

エネルギーとは？

事業のために支払った、電気代、ガス代、
燃料費（ガソリン、軽油、灯油）など

ウ 申請時点で現に事業を行っており、今後
も事業継続の意思があること 等

☆申請に必要な書類

【裏面に続きます。】

☆申請に必要な書類

法人・個人共通

- ・提出書類一覧表、・支援金申請書兼請求書
- ・支給要件確認書、・誓約書

※支援金事務局又は村商工会ホームページからダウンロードできます。

<https://iwate-shien-r5.com/>又は

<https://www.shokokai.com/tanohata/>

- ・確定申告書の写(要 受付印、受信通知等)
- ・売上減少がわかる売上台帳等
- ・売上減少月と前年同月のエネルギー料金の請求書・領収書等(単価がわかるもの)の写
- ・振込先の通帳表面と中面(氏名・口座番号記載ページ)の写

法人

- ・法人事業概要説明書の写
- ・履歴事項全部証明書の原本又は写

個人

- ・所得税青色申告書決算書又は白色申告収支内訳書の写
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード)の写

☆新規開業の場合

対象期間や比較期間の特例があります
申請には個人事業者は開業届の写が必要です

田野畑村

プレミアム付き商品券 取り扱い事業者を募集します

販売期間：令和5年7月10日(月)
～令和5年12月28日(木)
使用期間：令和5年7月10日(月)
～令和6年1月8日(月)

村では、新型コロナウイルス感染症対策、エネルギーや物価高騰による負担軽減や村内経済の下支えのため、今年もプレミアム付き商品券事業を実施することになりました。

商品券の印刷や販売、換金などの業務は商工会で行います。

商品券の取り扱いを行う事業者を募集します。後日、参加するかどうか伺いますので、ご検討をお願いします。

プレミアム付き商品券の概要

☆額面1枚500円

☆10枚セット5,000円分を4,000円で販売

☆販売セット数：6,000セット

☆販売場所：田野畑村商工会

☆購入上限：1人10セットまで

☆購入できる人：村内在住者

☆使用できない商品等

- ・出資や債務の支払い
- ・商品券・ビール券・酒券・図書券
- ・切手・官製はがき・印紙
- ・仕入代金等事業資金

取り扱い上の注意点

☆期限後は無効です。受け取らないでください

☆釣銭は出さないでください

☆両替には応じないでください

☆換金方法

*毎月15日と月末に、お客さんから受け取った商品券を商工会に持ってきてもらいます(どうしても来所出来ない場合は、回収に伺いますのでご連絡ください)

*15日回収分は20日に、月末回収分は翌月5日に指定口座に払込みます

※ 回収日や払込み日が土日祝日の場合は、翌平日に繰下げとなります

雇用保険料率が変わりました

令和5年4月分から
雇用者負担分・労働者負担分
とも引き上げられています。

改訂後の料率は商工会でもお知らせ
できます。